

1990年度財政収支見通し

(億ドル)

海 外

米 州 諸 国

◆米国政府・議会は、1990年度財政収支目標額について合意

米国政府・議会指導者は、ブッシュ大統領の修正予算案に基づいて1990年度財政収支目標額について交渉を続けてきたが、4月14日に合意が成立した。

今回の合意の概要は、以下のとおり(下表)。

① 90年度の財政収支目標額については△994億ドルと、グラム・ラドマン法上の収支目標額(△1,000億ドル)以下に収める(上記修正予算案の目標額<△911億ドル>比83億ドルの赤字幅拡大)。

② 歳出面では、国防費、国際関係費、国内政策支出のうち裁量的支出^(注1)についての支出額が決定されたほか、非裁量的支出(社会保障等)を含むその他項目についての支出削減実施^(注2)について合意(支出削減額は、一応行政管理予算局により算出されているが、インフレ率等前提条件の変化により、増減の可能性)。

内訳をみると、国防費を修正予算案比一段と削減(△11億ドル)する一方、国内政策支出のうち裁量的支出、その他項目については、支出増ないしは削減額緩和(例えば、高齢医療保険の削減額は、修正予算案での△50億ドルから今回は△27億ドル)を認めたものとなっており、修正予算案と比べ、全体で120億ドルの支出増となっている(下表)。

③ 歳入はブッシュ大統領の公約である“増税なき財政再建”を一応尊重するかたちで当初政府案どおりに据置き。

(注1) 裁量的支出は、各財政年度ごとに議会で支出権限を付与される支出項目。一方、非裁量的支出とは、社会保障、所得保障等のごとく、既存の法律によりすでに支出権限が与えられており、法改正を行うことなしには支出額を変更することができない支出項目。

(注2) 支出削減とは、89年度に比べ制度改正を行わず、かつ89年度と同じサービス水準を維持した場合の支出額(行政管理予算局試算)比削減することを示しており、必ずしも前年度比減少することを意味しない。

	ブッシュ 大統領 修正予算案 (1)	今回合意 (2)	(2)-(1)
歳 出	11,567	11,687	+ 120
国防費	3,003	2,992	- 11
国際関係費	172	170	- 2
国内支出のうち 裁量的支出	1,759	1,813	+ 54
その他項目	6,633	6,712	+ 79
非裁量的支出	5,318	5,397	+ 79
利 払 費	1,733	1,732	- 1
資産売却等	- 420	- 417	+ 3
歳 入	10,656	10,657	+ 1
収 支 尻	- 911	-1,030	/
技 術 的 調 整	0	- 35	
財 政 収 支	- 911	- 995	

欧 州 諸 国

◆「ECにおける経済・通貨同盟に関する報告書」について

1988年6月のハノーバーにおけるEC首脳会議により設置され、同年9月から欧州通貨統合についての討議を重ねてきた経済・通貨同盟検討委員会は、「経済・通貨同盟に関する報告書(Report on Economic and Monetary Union in the European Community)」(略称、ドロール委員会報告)を取りまとめ、4月17日公表した。同報告書は、その中で経済・通貨同盟(Economic and Monetary Union、以下EMU)を欧州経済統合の最終的な成果を意味するものと位置付け、連邦型の欧州中央銀行制度の設立を提唱している。さらに、その実現に向けての3段階の具体的なステップを提示し、第1段階のスタートは90年7月以前に設定したものの、第2・第3段階の時期については明記することは適当でないとしている。

今後、EMU問題については、89年6月の欧州マドリッドにおけるEC首脳会議で本報告書をたたき台にした議論が進められる予定である。同報告書のうち主に金融に関する部分の概要は、以下のとおり。

1. EMU構想の最終段階

EMUを今後進展する欧州経済統合の最終的な姿(the final result)を表わすものとして位置付け、EMUを実現するためには、ECレベルでの唯一の金融政策を遂行する欧州中央銀行制度(a European System of Central Banks、以下E S C B)の設立が適当としている。

— E S C Bの概要は以下のとおり。

- (1) ECレベルでの物価安定を最大の政策目標とし、具体的には④金融政策の策定・遂行、⑤第3国通貨に対する為替安定を目的とする為替政策ならびに外貨準備の管理、⑥決済システムの管理・運営、さらに⑦各国銀行監督行政の調整を任務とする。
- (2) 加盟12か国の中央銀行総裁ならびにEC首脳会議が任命する理事により構成される理事会が金融政策の最高意思決定機関となる。各国中央銀行はE S C B理事会の決定に基づき、各国レベルでの金融政策遂行の任に当たる。
- (3) E S C Bの理事会は、各国政府ならびにEC当局から完全に独立したステータスを確保する。

また、単一通貨の採用は(通貨統合を進めるうえで必ずしも不可欠の条件とはみなされないが)、それがもつ経済的・心理的・政治的側面での長所を勘案すれば、通貨同盟の自然かつ望ましい方向の進歩であり、この点ECUが有力な単一通貨の候補である。

財政政策面においても、各国財政赤字の上限設定、中央銀行からの直接借入れの排除、EC加盟国通貨以外による借入れの制限等一定のルール作りならびにECレベルでの中期的財政計画の策定を行うことが肝要である。

なお、法制面では、現行のローマ条約の規定はEMUの推進を認める枠組みとなっていないため、その実現にはなんらかの条約改定の手続きが必要である。

2. EMU実現に向けてのプロセス

EMU実施の具体的ステップとして次の3段階を提案している。

- (1) 第1段階——スタートは「遅くとも90年7月(資本移動の完全自由化の実施時)」
 - イ、既存の制度的枠組みの下で、経済・金融政策の協調を強化する。また、政策協調を通じて各国実体経済のconvergenceを図る。
 - ロ、為替相場の再調整は許容されるが、もとより加盟国はEMSが効果的に機能するよう努力することが必要である。その意味では、全加盟国が同一ルールのもとでEMSに参加することが重要である。
 - ハ、制度面では、ローマ条約の改定準備作業に着手す

る。

——なお、第1段階においてE S C Bの萌芽的形態としてのEuropean Reserve Fundを創設するか否かにつき、メンバーの間で意見が替否両論がみられた。すなわち、①EMSフルメンバーの国のみが参加資格を有し、②各国が外貨準備の一定割合(例えば10%)をプール、そして③当該資金を利用して介入を実施するといった内容のEuropean Reserve Fundの早期創設を提案するメンバーが存在した一方で、ローマ条約の改定を行うことが必要であるうえ、「重要なことは協調介入体制の強化であり、共同介入(common intervention)の手段ではない」と主張して反対するメンバーも存在した。

- (2) 第2段階——ローマ条約改定実施後にスタート
 - イ、E S C Bを設立する。この段階におけるE S C Bに期待される主な役割は、①ECレベルでの金融政策の方向付け(各国中央銀行はこれに沿って金融政策を実施することが望まれる)を行うこと、②各国の外貨準備を一定額プールし、同資金を用いて為替介入を実行すること、③各国の預金準備、決済取決め等の最低限の統一を促進すること等である。

ロ、為替相場の再調整は例外的状況においてのみ可能である。

(3) 第3段階

イ、各国の為替相場を固定する。最終的には各国通貨に代え単一通貨を導入する。

ロ、E S C Bに対して金融政策にかかるすべての権限を委譲する。

公的準備はプールされE S C Bがこれを管理、また、第3国通貨に対する介入もE S C Bが決定する。

◆西ドイツ、コール首相、内閣の大幅改造を発表

西ドイツのコール首相は、4月13日、内閣の大幅改造を決定、発表した(認証式は21日)。今回任命された新内閣の布陣は、以下のとおり(かっこ内前職等)。

大 蔵 大 臣	Theo Waigel	(C S U党首)
国 防 大 臣	Gerhard Stoltenberg	(大蔵大臣、C D U)
内 務 大 臣	Wolfgang Schaeuble	(首相府長官、C D U)
経済協力大臣	Juergen Warnke	(運輸大臣、C S U)
運 輸 大 臣	Friedrich Zimmermann	(内務大臣、C S U)
建 設 大 臣	Gerda Hasselfeldt	(連邦議会議員、C S U)
首相府長官	Rudolf Seiters	(C D U / C S U)

議員団事務局長、CDU)

無任所大臣

兼政府スポー Hans Klein (経済協力大臣、CSU)
クスマン

CSU:キリスト教社会同盟、CDU:キリスト教民主同盟、FDP:自由民主党

—Scholz 国防大臣(CDU)、Schneider 建設大臣(CSU)の退任、無任所大臣ポスト(Klein氏の横すべり)の増設に伴い、Waigel、Hasselfeldt、Seitersの3氏が入閣、他の12閣僚は留任。また、連立与党間のポスト配分をみると、CDU10、CSU6(従来5)、FDP4と、増設ポスト分だけCSUが増加。

なお、蔵相に起用された Waigel 氏の略歴は次のとおり。

1938年生れ、当年50歳(バイエルン州出身)

67年 ミュンヘン大学で法学博士号を取得

69年 バイエルン州大蔵大臣秘書官

72年 連邦議会議員

82年 バイエルン州議員団団長

88年 CSU党首

◆ブンデスバンク、公定歩合等の引上げを決定

ブンデスバンクは、4月20日の定例中央銀行理事会において、公定歩合(4.0%→4.5%)ならびにロンバート・レート(6.0%→6.5%)を各0.5%引上げ、翌21日から実施することを決定、発表した。

—今次引締め局面における同行の政策金利変更は、今回で6度目(公定歩合2.5%→4.5%、ロンバート・レート4.5%→6.5%)。

なお、本措置について、同行は、プレス・コミュニケにおいて、「マネーサプライの増加が、物価安定政策の観点からみて容認できるレベルを引続き超えているとの判断に基づき決定されたものである」とコメント。

◆西ドイツ政府、利子所得源泉税の廃止方針を公式に表明

西ドイツ・コール首相は、4月27日、連邦議会において内閣改組後の施政方針演説を行ったが、その中で利子所得源泉税(89年初導入)の廃止等、財政政策面での手直しを行う方針を公式に表明した。その主要点は、以下のとおり。

(1) 西ドイツ政府は、1989年7月1日以降、現行の利子所得源泉税(税率10%)制度を廃止する。

なお、EC内の貯蓄税制統一化に関しては、域内市

場統合推進の観点から引続き努力を行っていく方針。

—Waigel 蔵相の補足説明によると、「89年初以降、納税済みの同税については全額返済される。また、本措置により、税収が年間40億マルク程度減少する見込みであるが、これを相殺するための対応はとくに採るつもりはない」由。

(2) 政府は、90年以降に法人税制を抜本的に見直す方針であるが、近日中にその具体案を検討する委員会を設置する計画。域内市場統合の前に企業税制面での新たな枠組みを明らかにし、西ドイツ企業の統合への対応を容易にする狙いから、できるだけ早期に結論を取りまとめる意向。

(3) 90年税制改革で実施予定の「中小企業売却益にかかる租税優遇措置(中小企業の売却による利益<300万マルク以下>に関しては、現在軽減税率<普通税率の1/2>が適用されている)の廃止」を見送る。

(4) 長期失業者の雇用促進措置の拡充等、失業対策強化のため、連邦雇用庁の予算を総額17.5億マルク(91年末まで)増額する。

◆西ドイツ5大経済研究所、共同経済見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所(DIW<ベルリン>、IfO<ミュンヘン>、IfW<キール>、HWWA<ハンブルク>、RWI<エッセン>の各経済研究所)は、4月24日、恒例(通常春、秋の2回)の共同経済見通しおよび政策提言を発表した。その要旨は以下のとおり。

1. 経済見通し

(1) 景気

西ドイツ経済は、1988年中+3.4%と70年代末以来の高成長率を記録したあと、更年後も個別物品税引上げ等のマイナス要因があるにもかかわらず、引続き力強い拡大過程を歩んでおり、89年の実質GNP成長率は+3%程度に達する見通し。潜在成長率を上回る成長の持続から、次第に景気過熱の兆候がみられ始めている状況。

かかる力強い景気拡大の牽引車は、昨年に引続き輸出(88年+5.5%→89年<見通し>+6.0%)ならびに設備投資(同+7.5%→同+7.5%)で、個人消費(同+2.5%→同+2.0%)は、個別物品税引上げ等の影響もあって増勢をやや鈍化。

90年については、個人消費が税制改革(総額233億マルクの大型減税)実施の影響から再び拡大テンポを速めるとみられるものの、輸出、設備投資の増勢がさす

が鈍化すると見込まれることから、実質成長率は年平均で+2.5%程度にスローダウンする見通し。

(2) 物価、雇用、国際収支

消費者物価は、89年入り後、昨秋来の輸入物価の上昇(原油価格の反騰、為替相場のマルク安化が背景)、個別物品税の引上げ(+0.7%の押上げ要因)から上昇を加速、89年3月には+2.7%まで上昇(4月は+3%前後となる公算)。今後も力強い景気拡大持続を映じた需給の引締まりもあって、年率+2%程度の上昇が続くものとみられることから、年平均上昇率は前年(+1.2%)を大きく上回る+3%程度となる見通し(90年も+3%程度となる公算)。

また、これまで様々な改善をみてこなかった雇用情勢については、サービス産業を中心とする雇用者数の増加から、ここにきてははっきりと好転(失業率88/6月8.9%→89/3月7.7%)、89年の失業者数は前年比かなり減少する見通し(88年平均225万人→89年同208万人)。

経常収支は、88年に黒字拡大基調に転じた(87年808億マルク→88年849億マルク)あと、本89年も輸出の力強い増加を主因に引き続き黒字拡大傾向にあり、年間では900億マルク程度の史上最大の黒字を計上する公算。

西ドイツ5大経済研究所の経済見通し

(前年比・%)

	1988年 (実績)	89年 (見通し)	90年 (見通し)
実質GNP	3.4	3.0	2.5
個人消費	2.5	2.0	/
政府消費	1.8	0.5	
固定資本形成	5.8	6.0	
機械設備	7.5	7.5	
建設	4.5	4.5	
輸出	5.5	6.0	
輸入	5.9	6.0	
個人消費デフレーター	1.2	3.0	
失業者数(万人)	225	208	210
経常収支(億マルク)	849	900	900

2. 政策提言

(1) 金融政策等

ブンデスバンクは、上記のような物価環境の悪化を

踏まえ、インフレなき持続的成長確保の観点から、今後もマネーサプライ(M₃)の増加を+5%程度に抑制する方向で金融政策運営を行っていくことが必要。

ただ、当面の政策運営に関しては、88年央以来の累次にわたる金融引締めにより必要十分な措置がとられたと判断しており、これ以上の引締めの強化は必要ないと考える。その理由は、以下のとおり。

- ① 物価情勢は悪化傾向にあるが、輸入物価の上昇、個別物品税引上げ措置の影響が一巡すれば、今後上昇テンポがさらに加速する地合いにはないこと。
- ② マネーサプライ(M₃)は、引続き目標値(+5%程度)を大幅に上回る拡大(3月+7.3%)を示しているが、これには利子所得源泉税導入に伴う一時的な現金需要の増大等の特殊要因が大きく寄与しており、こうした要因が剥落すれば、現在程度の引締めスタンスを維持することにより89年のマネーサプライ目標増加率を達成することが十分可能と考えられること。
- ③ 西ドイツの内需は、現在、極めて好調であるが、今後、88年央以降の金融引締め効果がタイム・ラグをもって顕現化してくるため、これ以上の引締めは、オーバーキルにつながる可能性があること。

—今後の物価動向を考える場合のポイントは、本年の賃金交渉の帰趨。このところ企業収益が極めて好調に推移していることから、その配分が大きな焦点になることが予想されるが、中期的にインフレなき経済成長を確保していくためには、原則として賃金上昇率は労働生産性上昇率の範囲内に抑えられるべきであり、これを上回る賃上げをビルト・インすることは、インフレ回避の観点から妥当ではない。したがって、現在の好収益を配分する場合には、「一時金」のかたちで対処することが望ましい。

(2) 財政政策

89年の公共部門財政赤字額(含む社会保険勘定)は、ブンデスバンク納付金の大幅増加(前年比+98億マルク)、個別物品税引上げ、利子所得源泉税導入に伴う収増(同+140億マルク)等から前年比大幅に減少(88年422億マルク→89年60億マルク)、財政健全化路線が一段と鮮明化したかたち。

90年は、税制改革の実施により、同赤字額が再び大幅に拡大するが、同路線の堅持、市場メカニズムの一段活用等の観点から、補助金支出のカットにより、赤字幅をできるだけ抑えることが望ましい。

なお、現在その取扱いをめぐって論議が活発化している利子所得源泉税については、税制上の公正確保の観点、あるいはその実効性(ECレベルでの統一税導入が予定されており、投資家の不安感を消すことはいずれにせよ困難)等からみて、これを廃止したり効力一時停止の扱いとすることは適当でないとする。

◇フランス大蔵省、初のECU建國債の発行要領を発表

フランス大蔵省は、4月17日、ベレゴボア蔵相の声明と併せて、フランス政府としては初めてのECU建國債(8年物、8.5%クーポン、5/12発行、10億ECU)の発行要領を以下のとおり発表。

1. ベレゴボア蔵相の声明要旨

今回のフランス政府にとって初めてのECU建國債発行^(注1)は、長期的にみて「ヨーロッパの通貨」(La monnaie de L'Europe)になるとみられるECUの発達を促進する一矢となろう。とくに、今回のECU建フランス國債発行によって、ECU市場が、内外の機関投資家のみならず個人^(注2)にまで広がることを強く期待し、その前提となるEMS内でのフランおよびECUの通貨価値安定に今後とも努力する。

また、同時に今回の長期かつ大規模な(10億ECU)ECU建國債の発行、流通により、ECU市場におけるパリ資本市場の地位が一層飛躍することを切に望む。

(注1) 今回のフランスの発行は、ECで6番目(イタリア、デンマーク、アイルランド、ベルギー、英国に次ぐ)。

(注2) 3月9日付為替管理自由化措置によって、個人の国内でのECU建預金保有が認められた。

2. 発行要領

- ① 発行予定総額、発行単位；10億ECU(≒70億Fr(フラン))、500ECU(≒3500Fr)
- ② クーポン、発行価格、利回り；8.5%、99.10%(495.50ECU)、8.66%
- ③ 払込日、満期、利払日；1989年5月12日、97年5月12日(8年物)、毎年5月12日
- ④ 発行方式、発行地；シ団方式(フレデイリヨネ、パリバ主幹事)、フランス(ユーロ方式はとらない)
- ⑤ 募集期間；1989年4月18日～89年5月9日
- ⑥ 投資家；内外の機関投資家、個人

⑦ 國債の形式；通常のフラン建國債(統合性長期國債、(O. A. T))と同形式で、パリ証券取引所に上場

⑧ 利払等の決済通貨；ECU、もしくはフラン

⑨ 利子税制；通常のフラン建國債と同様(居住者～総合*あるいは27%源泉分離、非居住者～非課税)

* 16,000フランの基礎控除適用

◇英国中堅ビルディングソサエティ、GIROBANKの買取りを決定

英国貿易産業省(DTI)は4月20日、1988年6月以来進められていたGIROBANK(郵便局管轄下の公営銀行、資産規模約17億ポンド)民営化に関し、英国中堅ビルディングソサエティであるアライアンス・アンド・レスター(ALLIANCE & LEICESTER、業界第5位)が最終的な買取り先として確定した旨公表。

GIROBANK民営化については、当初予定では88年11月には最終買取り先が確定する運びとなっていたが、収益性や経営の弾力性等に関する評価が必ずしも高くない点が嫌気されるなど、買取り先の決定が難航したため、政府は当初スケジュールを変更、同時に買取り企業の資格基準に関する考え方を一部弾力化し、改めて買取り希望者を募ったという背景がある。

ALLIANCE & LEICESTERによるGIROBANK買取りの具体的条件等については、「今後2～3週間以内に詳細を固める」(DTI)とされている。ALLIANCE & LEICESTERにとっては、これにより、①顧客ベースの拡大(GIROBANKの預金口座数は約200万件)、②個人金融ネットワークの拡充(GIROBANKは全国約21千の郵便局を通じ、預金・為替業務、貸出業務等を実施)、③手形・小切手決済サービスの向上(現在、ALLIANCE & LEICESTERは手形交換所に直接加盟していないため、クリアリングバンクに決算を委託。一方、GIROBANKはすでに手形交換所のメンバーであることから、GIROBANK取得後は自ら決算業務の提供が可能となる)等のメリットがあるとみられている。また、GIROBANK買取りによりALLIANCE & LEICESTERは個人金融面ではクリアリングバンクとはほぼ変わらない業務を行うことができることとなる。

◇スイス中央銀行、公定歩合等を引上げ

スイス中央銀行は、4月13日、公定歩合の0.5%引上げ(4.0%→4.5%)ならびにロンバート・レートの1.0%

引上げ(6.0%→7.0%)を決定、発表した(翌14日実施)。
 —今次引締め局面における同行の政策金利変更は、今回で5度目(公定歩合2.5%→4.5%<88/8月、12月、89/1月、4月実施>、ロンバート・レート4.0%→7.0%<88/7月および上記公定歩合引上げと同時に実施>)。

なお、同行が、ブンデスバンクの政策金利変更以外のタイミングで“単独金利改定”に踏み切ったのは、81年9月(公定歩合5.0%→6.0%、ロンバート・レート5.25%→6.25%)以来のこと。

なお、同行は、本件に関するプレス・コミュニケにおいて、「本行の物価安定化政策継続に関する決意を明確に示すとともに、金融機関のロンバート借入依存の是正を図ることを狙って実施」とコメント。

◆オランダ中央銀行、公定歩合等を引上げ

オランダ中央銀行は、4月20日、基準割引歩合等を以下のとおり、各0.5%引上げる旨発表した(実施は翌21日)。

基準割引歩合 5.00%→5.50%

債券担保貸付歩合 5.75%→6.25%

約束手形割引歩合 6.25%→6.75%

今回の措置につき、同行では、「海外の政策金利上昇および外為市場におけるギルダの動きを眺め、オランダ中央銀行としてはすべてのofficial ratesを0.5%引上げる旨決定した」とコメント。

◆ベルギー中央銀行、公定歩合等を引上げ

ベルギー中央銀行は、4月21日、公定歩合(再割引歩合)および債券担保貸付金利を各0.5%引上げる旨発表した(各8.25%→8.75%、8.50%→9.00%。公定歩合は24日、債券担保貸付金利は即日実施)。

今回の利上げ決定につき、同行では、「海外における金利調整の動きに平仄を合わせたもの」とコメント。

◆スウェーデン中央銀行、公定歩合を引上げ

スウェーデン中央銀行は、4月27日、公定歩合の1.0%引上げ(8.5%→9.5%)を決定、発表した(翌28日実施)。
 —前回の公定歩合の変更は、88年4月(7.5%→8.5%、昭和63年5月号「要録」参照)。

なお、今次決定につき、同行では、「国内経済の過熱および国際的な金利上昇に対処するためには引続き金融引締めが必要であり、今回の措置は現状のマーケットレートを追認するもの」とコメント。

◆オーストリア中央銀行、公定歩合等を引上げ

オーストリア中央銀行は、4月20日、公定歩合(4.5%→5.0%)およびロンバート・レート(6.0%→6.5%)の引上げを決定、発表した(翌21日実施)。

なお、今次決定につき、同行では、プレス・コミュニケにおいて、「欧州主要国の政策金利措置と軌を一にしたもの」とコメント。

アジア・大洋州諸国

◆香港、銀行制度改革案の骨子を発表

政庁は、3月9日、香港の銀行制度改革案の骨子を発表した。今次改正は、81年導入の現行 Three-Tier System^(注)をその後の金融情勢の変化等を勘案し、修正したものであり、各業態を再分類し、名称を変更するとともに、預金者保護の立場に立った資本金の増額や外国資本の銀行形態での進出基準の見直し等を行っているのが主な改正内容である。

なお、今次発表された改正案の骨子は、昨年5月に作成された「香港銀行制度改革に関する提案」を基に、香港銀行協会等での討議を経て、このほど行政評議会(内閣に相当)の承認を得たものであるが、法案化(現行の銀行法<Banking Ordinance>の改正)については、今後法文の作成、行政評議会、立法評議会(国会に相当)での討議を経る必要がある。

(注) 現行の Three-Tier System では、預金受入を行う金融機関を① Licensed Bank (LB)、② Licensed Deposit Taking Company (LDTC)、③ Registered Deposit Taking Company (RDTC) の3つの業態に分類している。

今次改正案の概要は次表のとおりである。

現 行		改 正 案	
LICENSED BANK (LB) [業務内容はユニバーサルバンキングが中心]	預金受入 制限なし(ただし香港ドル建貯蓄預金、通知預金、定期預金(15か月未満)については香港銀行協会の定める金利協定に従う) 認可基準 地場 払込資本金1億香港ドル以上 外銀 総資産140億米ドル以上1店舗のみ	LICENSED BANK (LB)	預金受入 同左 認可基準 地場 払込資本金1.5億香港ドル以上 外銀 同左
LICENSED DEPOSIT TAKING COMPANY (LDTC) [業務内容はホールセール、マーチャントバンキングが中心]	預金受入 最低単位50万香港ドル (期間、金利は自由) 当座・貯蓄預金の受入は不可 認可基準 払込資本金75万香港ドル以上 RDTCで3年の営業経験必要 商号、業務内容記述に関する制限 "BANK"の商号使用不可 業務内容記述に際し"BANK"の使用不可	RESTRICTED LICENCE BANK (RLB)	預金受入 同左 認可基準 形態は支店、現法の選択可能 払込資本金1億香港ドル以上 RDTCの営業経験不要 外銀(支店形態)、銀行の出資比率50%以上の法人(現法形態) 商号、業務内容記述に関する制限 "BRANCH FORM"のものについては"BANK"の商号使用可能(ただし"RESTRICTED LICENCE BANK"を併記) 業務内容記述に際し"BANK"の使用可能("RESTRICTED"等の形容詞が必要)
REGISTERED DEPOSIT TAKING COMPANY (RDTC) [業務内容はマーチャントバンキング、証券業務が中心]	預金受入 最低単位10万香港ドル 期間3か月以上 金利自由 認可基準 払込資本金10万香港ドル以上 銀行の出資比率50%以上 商号、業務内容記述に関する制限 "BANK"の商号使用不可 業務内容記述に際し"BANK"の使用不可	DEPOSIT TAKING COMPANY (DTC)	預金受入 同左 認可基準 払込資本金25万香港ドル以上 銀行の出資比率50%以上 商号、業務内容記述に関する制限 同左

◆香港、89年証券・先物委員会法を施行

政府が本年1月から立法評議会(国会に相当)に諮問していた「1989年証券・先物委員会法(Securities and Futures Commission Bill 1989)が4月12日可決され、5月1日より施行された。同法は、昨年6月に発表された香港証券市場近代化に関する「証券市場再検討委員会」(Security Review Committee)のレポート^(注)を受けたもので、香港の証券市場、先物市場にまたがる政府の監

督機関として新設される証券・先物委員会の組織、権限等につき定めたものである。

同法の内容は概略以下のとおりである。

- (1) 現在、証券市場、先物市場の監督は、証券委員会、先物取引委員会、証券・先物取引コミッショナー、同コミッショナー事務局が担当しているが、これらの機関は、予算、人員面の制約もあって、取引所、ブローカー等の規制、監督において必ずしも十分機能してい

なかったため、これらの機関に代えて、証券・先物委員会(総督が任命する委員長および7名以上の委員により構成) および同委員会事務局を設ける。

(2) 証券業者、先物業者等の登録については、これまで毎年登録の更新が必要であったが、今後は同委員会へ一度登録すれば更新は不要の扱いとする。ただし、同委員会が望ましいと認められる商慣習等に照して適当でないとして認められる行為があった場合は、いつでも証券業者、先物業者の登録を停止あるいは取消することができる。

(3) 同委員会は、証券業者、先物業者に対して資本要件等に関する規則を定めることができる。

(4) 同委員会は、証券業者、先物業者の事務所内への立入り検査権をもつ(立入り検査権については現行の先物取引法では規定がない)。また、同委員会は投資家保護の最後の手段として、営業活動の停止・制限、資産の処分禁止、債務履行の確保のために必要な財源の維持等の強権的な手段に訴えることもできる。

(5) 総督は同委員会に対し政策案件(Policy Matter、規則・ガイドラインの制定等)について指示を發出しうるほか、業務執行案件(Operational Matter、個別の許認可事務等)についても、必要に応じて指示を發出しうる(委員会の権限行使に対する政庁のチェック機能)。

(注) 香港政庁は、一昨年10月のクラッシュ(株価暴落)時の株式市場閉鎖(20日~23日の4日間株式市場を閉鎖したのは世界で香港のみ)により失墜した国際的な信任を取戻すため、11月に「証券市場再検討委員会(Security Review Committee)」(委員長 Ian Hay Davison)を設立し、香港証券市場近代化のための具体的方策の検討を依頼。同委員会は、昨年6月に香港証券市場改革に関するレポートを発表したが、同レポート中では、証券市場、先物市場にまたがる強力な政庁監督機構の設置のほかに、証券取引所の機構改革、証券取引制度の変更、振替決済に基く集中決済制度の導入等が提言された。

◆インドネシア議会、1989年度予算を可決

インドネシア議会は、2月28日、政府から提出されていた89年度(89/4月~90/3月)予算案を可決した。インドネシアでは本年4月から、民間部門の工業化の推進による高めの成長(年度平均+5.0%)を旨とした第5次5か年計画(89/4月~94/3月)をスタートさせており、このため、計画初年度にあたる本年度予算については、予算総額36兆5,749億ルピア(前年度比+26.3%)と、前年度予算(同、+27.1%)に続き積極的な大型予算となっている。

本年度予算を歳入、歳出別にやや詳しくみると以下の

とおり。

(1) 歳入…石油・ガス収入については、原油価格を前年度に比べ2ドル低めにみたため(16ドル/バレル→14ドル/バレル)、前年度比かなりの減少(前年度比△10.8%)。一方、非石油・ガス収入については大幅な歳入増を見込んでいる(同+34.0%)が、これは①景気の回復に加え徴税組織・要員の強化による徴税効率の向上やサービス取引に対する新たな付加価値税の導入等を通じる所得税、付加価値税の大幅な増収を計上していること、また②税外収入についても国営企業の業績向上に伴う国庫納付金の著増を見込んでいること等が主因である。この間外国援助については前年度のインドネシア債権国会議における資金援助の拡大決定等を踏まえ、大幅な援助の増額(同+58.2%)を計上している。

(2) 歳出…経常歳出についてはウエイトの大きい債務償還費が前年度に急増したあと、本年も引続き増加(同+14.0%)する一方、過去3年間凍結していた公務員・軍人の給与水準の引上げから人件費(同+23.9%)が、また地方公務員給与の支払い増加を主因に地方補助金(同+24.2%)が各々かなりの増加となっている。他方、開発歳出については、新5か年計画の主眼である民間部門の工業化の推進に不可欠な道路、通信あるいは灌漑等のインフラの整備やエネルギー開発等、全般的に意欲的な開発計画(同+47.6%)を組んでいる。

インドネシアの1989年度予算(89/4月~90/3月)

(単位:億ルピア)

	1988年度 (当初予算)	89年度		
			前年度比、%	構成比、%
歳入	289,636	365,749	26.3	100.0
国内歳入	218,030	252,498	15.8	69.0
石油・ガス収入	88,558	78,997	△ 10.8	21.6
非石油・ガス収入	129,472	173,501	34.0	47.4
所得税	37,621	49,476	31.5	13.5
付加価値税	47,876	58,309	21.8	15.9
税外収入	12,593	20,476	62.6	5.6
外国援助	71,606	113,251	58.2	31.0
歳出	289,636	365,749	26.3	100.0
經常歳出	200,660	234,450	16.8	64.1
人件費	48,163	59,665	23.9	16.3
物件費	13,332	14,766	10.8	4.0
地方交付金	28,930	35,941	24.2	9.8
外国債務支払	106,080	120,880	14.0	33.0
開発歳出	88,976	131,299	47.6	35.9
通信・観光	16,543	25,221	52.5	6.9
農業・灌漑	12,995	19,942	53.5	5.5
教育・文化等	10,756	16,832	56.5	4.6
鉱業・エネルギー	12,174	16,147	32.6	4.4
国防・治安	5,550	8,126	46.4	2.2

◆豪州、公定歩合(財務省ノート再割引レート)を上げ
オーストラリア準備銀行は、4月下旬から5月中旬に
かけて、公定歩合(中央銀行による財務省ノート<13週
物>再割引レート)を4回にわたり上げた(16.4%→
16.6%<4/27日>→16.8%<5/4日>→17.0%<5/
11日>→17.3%<5/18日>)。

今回の相次ぐ上げは、このところの景気拡大により
①消費者物価が引続き高水準で推移していること(前年

同期比88/10~12月6.9%→89/1~3月6.9%)、②経
常収支赤字が一段と拡大していること(88/10~12月
△35億米ドル<前年△21億米ドル>、89/1~3月△37
億米ドル<同△21億米ドル>)等に対処したものとみら
れる。

なお、本レートの上げは、本年に入って9回目、昨
年7月以降の通算では19回目(累計4.8%)の措置。